

西条市畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例(案)の概要

1 条例制定に至った経緯

現在、畜舎等(畜舎及び堆肥舎をいう。以下同じ。)を建築等(新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為をいう。以下同じ。)する場合、当該畜舎等には「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)が適用されるが、建築等に係る負担が畜産業の経営実態からみて過大となっている傾向があるため、建築基準法の構造等の基準によらず、畜舎等の建築等を可能とする「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」(令和 3 年法律第 34 号。以下「畜舎建築特例法」という。)が令和 3 年 5 月に成立し、令和 4 年 4 月 1 日より施行された。

また、愛媛県では地域の実情等を踏まえ、畜舎等の建築等に対して必要な制限を付加する必要があるため、「愛媛県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例」(愛媛県条例第 15 条。以下「愛媛県畜舎建築特例条例」という。)が令和 4 年 3 月に制定され、4 月 1 日より施行された。

本市では、特定用途制限地域内の畜舎等の建築等における用途の制限に関して令和 4 年 3 月 31 日までは「西条市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例」で規制されていたが、「畜舎建築特例法」及び「愛媛県畜舎建築特例条例」ではその規制が明記されていないため、本市特定用途制限内に関する用途規制を設けることを目的とした「(仮称)西条市畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例」を制定するものです。

2 条例の概要

(1) 趣旨

特定用途制限地域内における畜舎等の建築等の制限等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(2) 畜舎等の建築等の制限

特定用途制限地域のうち、田園居住地区内において、床面積が延べ 3,000 平方メートルを超える畜舎等は建築等してはならない。